

琵琶湖森林づくり県民税と森林環境譲与税（仮称）の使途の整理について

1 琵琶湖森林づくり県民税と森林環境譲与税の目的、使途について

| | 県民税 | 譲与税 |
|----|--|--|
| 市町 | <ul style="list-style-type: none"> 琵琶湖の水源かん養、県土の保全等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能の発揮のための施策の費用 「環境重視」「県民協働」という視点の事業 | 間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備およびその促進に関する費用 |
| 県 | | 森林整備等を実施する市町村の支援等に関する費用 |

2 使途整理の考え方

(1) 県民税と譲与税の仕分けと配分の考え方

| 県民税 | 譲与税 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 広域の役割に基づく施策や効果が県域に広く及ぶ施策（奥地針広混交林化やシカ捕獲等の水源かん養機能の持続的発揮のための施策、県産材の流通促進、県域で行う森林環境学習等） | <ul style="list-style-type: none"> 森林経営管理法を踏まえて創設される譲与税の趣旨に基づく以下の施策 市町：放置森林の整備とこれに伴う境界の明確化、地域の森林整備促進につながる県産材の利用等 県：境界明確化に係る市町への支援や担い手の確保育成等 |

(2) 県と市町の実施区分の検討の視点

| 視点 | 県 | 市町 |
|----------------|--|------------------------------------|
| 広域的な役割と地域の役割 | 広域にまたがるもの | 各地域の事情やニーズを反映したもの |
| 効果の及ぶ範囲 | <ul style="list-style-type: none"> 県域に広く効果が及ぶもの 先進的な取組を普及させるもの | 一定の地域に効果が発揮されるもの |
| 共同、一括実施等による効率化 | <ul style="list-style-type: none"> 一括、共同して行うことが効率的なもの 県全体での一定水準の確保や規格の統一が必要なもの | 単独で実施することが効率的なもの |
| 地域の状況把握 | — | 森林所有者や森林の状況など、地域の実情に応じて行うことが望ましいもの |
| 独自性 | — | 市町の独自性を生かして行うことが望ましいもの。 |

(3) 使途整理による影響への配慮について

譲与税は、当初は全体額が少なく徐々に増加すること、また、当初は市町への配分額は少ないが、完成形では当初の3倍以上となることに鑑み、市町がこれまで琵琶湖森林づくり県民税で行ってきた施策に対する影響などについて配慮するため、激変緩和を図る。

また、市町において、県民税と譲与税を合わせた予算総額がこれまでよりかえって減少することがないように配慮する。

3 基金の設置

- 県民税については、基金（琵琶湖森林づくり基金）を設置し、管理している。
- 譲与税についても、使途を明確にし、年度間調整を行うため、基金により管理することとする。

4 県民税事業見直しの考え方

※廃止した事業については、市町が、地域の実情に応じ、譲与税の活用を含め、事業の実施を選択する。

| 区分 | 事業名、概要 | 見直しの考え方 |
|---------------|--|---|
| 森林整備 (人工林) | <ul style="list-style-type: none"> 環境林整備事業 (市町、森林組合等が実施) 手入れが進まない人工林を針広混交林などへ誘導 | <ul style="list-style-type: none"> 奥地針広混交林整備は広域的な役割として県民税事業で継続実施 里地放置林整備は段階的廃止。 |
| 境界明確化 | <ul style="list-style-type: none"> 森林境界明確化推進事業 (市町、森林組合等が実施) 現地立会などにより 3 年以内に境界杭を設置や基礎情報の整理 | <ul style="list-style-type: none"> 県民税事業としては廃止、譲与税を活用する新たな取組を予定。 |
| 里山整備 (天然林) | <ul style="list-style-type: none"> 里山防災・緩衝帯整備事業 (市町が実施) 防災・獣害防止機能を高めるための里山整備 | <ul style="list-style-type: none"> 緩衝帯整備はシカ対策として広域的役割があるため継続（単価は見直し）。 里山防災整備は段階的廃止。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 県民参加の里山づくり事業 (市町、活動団体が実施) 里山保全グループが行う継続的な里山保全活動を支援 | <ul style="list-style-type: none"> 一定の目的を果たしたため、現在継続事業が終了する平成 32 年度に廃止。 |
| 普及啓発等 | <ul style="list-style-type: none"> 木の駅プロジェクト推奨事業 (県、市町が実施) 木の駅プロジェクト団体支援、自伐型林業による木材利用支援 | <ul style="list-style-type: none"> 一定の目的を果たしたため、県域で取り組む安全講習等を除き廃止。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 流域の森林づくりを考える会推進事業 (県が実施) 流域における森林づくりのあり方検討等 | <ul style="list-style-type: none"> 一定の目的を果たしたため廃止。 |
| 木材利用 | <ul style="list-style-type: none"> びわ湖材利用促進事業 (市町、社福、学校法人等が実施) びわ湖材を用いた木製備品購入や公共施設の整備 | <ul style="list-style-type: none"> 公共建築物整備については、モデル施設の条件を付して継続。 木製備品購入については廃止。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 木質バイオマス利活用促進事業 (個人、事業所が実施) 薪ストーブ、ペレットストーブの導入支援 | <ul style="list-style-type: none"> 一定の目的を果たしたため廃止。 |
| 森林環境教育 | <ul style="list-style-type: none"> 木育推進事業 (県、市町が実施) 県産材を活用した木育活動への支援(乳幼児等を対象とした玩具等の購入・活用等) | <ul style="list-style-type: none"> 一定の目的を果たしたことから、県域で取り組む普及啓発活動を除き廃止。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ウッド・ジョブ体感事業 (市町が実施) 中学生を対象とする林業職場体験 | <ul style="list-style-type: none"> 一定の目的を果たしたため廃止。 |

5 新たな森林づくりの施策

| 課題 | 対応策 | 財源等 |
|--------------------------------------|---|-------------|
| 境界明確化の推進 | 森林経営管理法の趣旨に沿って、放置林対策推進の基礎となる境界明確化をより一層進めるため、県全域で一定のレベルを保ちながら、市町と連携した新たな仕組みを検討 | 森林環境譲与税（仮称） |
| 森林・林業の人材育成の推進 | 林業従事者の再教育や新規就業者の確保と育成、市町職員の育成などを図る新たな人材育成の仕組みを検討 | 森林環境譲与税（仮称） |
| シカ被害により引き起こされる恐れのある表土流出対策 | 獣害被害対策と表土流出対策を一体的に行う取組を検討 | 琵琶湖森林づくり県民税 |
| 第72回全国植樹祭を契機とする森林づくりや緑化活動を通じた県民運動の展開 | 全国植樹祭を機に、森林づくりへの理解や参加を促進するため、準備期間中から県民総ぐるみで盛り上げていく取組を検討 | 琵琶湖森林づくり県民税 |
| 森林の整備、林業の振興と山村の活性化の一体的な推進 | 森林山村資源を活用し、持続的なビジネスを創出することで、山村の活性化を図る取組を検討 | 琵琶湖森林づくり県民税 |
| 森林資源の地産地消型エネルギーへの活用 | 森林に放置された未利用材を木質バイオマス資源として利活用を促進する取組を検討 | 琵琶湖森林づくり県民税 |
| 山で育つ自然保育、幼児教育の推進 | 「森のようちえん」の普及や推進に向けた取組を検討 | 琵琶湖森林づくり県民税 |